

★同一建物等居住者減算対象者の確認について(通所サービス)★

- 仙台市では対象者の確認のため、別掲依頼書により定期的に利用者一覧の提出をサービス事業所の皆様に、お願いいたします。
提出いただく一覧の作成にあたっては以下の点についてご留意願います。なお一覧は有料老人ホーム等の併設施設があるサービス事業所の場合は、提出の対象月に限らず毎月作成していただきますようお願いいたします。(実地指導の際は確認させていただきます)

【作成にあたっての注意】

▽提出(作成)頂く書式は任意ですが、参考様式を参考にしてください。(居所は必ず必要です)

通所介護(地域密着型、認知症対応型、通所介護型を含む)、通所リハビリテーション

【減算の要件】

- 事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物に居住している又は建築物同士が渡り廊下等で繋がっている建築物に居住している場合。(建築物の管理、運営法人が事業所の事業者と異なる場合も含む)
- ※1 同一敷地内にある別当の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。
- ※2 傷病、その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、例外的に減算対象とはならない。

減算 1日につき94単位を所定単位数より減算する

【根拠】

- 指定居宅サービスに『要する費用の額の産地に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項(平成12年3月1日労企第36号厚生省老健福祉局企画局長通知)平成30年3月22日付け改正【介護保険最新情報 Vol. 628】
- 平成30年度地域支援事業実施要綱等の改正点について 平成30年5月11日事務連絡【介護保険最新情報 Vol. 653】